人権・同和教育シリーズ㉑⑦

多様性社会を築いていこう

地域人権教育指導員　中原博昭

【問い合わせ先】人権啓発・男女共同参画推進課 ☎0968(25)7209

私からはじめる 私たちの多様性社会

市は、7月22日に「第19回菊池市人権・同和教育研究大会」を開催し、公益財団法人とよなか国際交流協会の三木幸美さんに講演していただきました。

幸美さんは、1991年、大阪の被差別部落でフィリピン人の母と日本人の父の間に生まれ、8歳で日本国籍を取得するまで無戸籍・無国籍児でした。懸命に働くご両親は、在留資格の更新手続きの仕方や相談窓口が分からないまま、幸美さんを出産。出生届を提出して幸美さんの存在が分かると、家族がバラバラになる恐れがあったのです。無戸籍・無国籍児が生じてしまうのは、3つの壁が社会にあるからだと話されました。①法律・制度の壁　②言葉の壁　③心の壁　この3つです。

心の壁

①と②については、③を中心に語られる中で、壁という言葉の意味が明らかになりました。フィリピンから働きに来たお母さんは、出入国管理法の決まりが理解できなかったそうです。日本語を使って暮らすことはできても、相談するために日本語を使いこなす力はなかったと話されました。

日本社会の慣習や行政のシステムなど、知識が全くない中、衣食住など暮らしに関わる話は近所の方が教えてくれたそうですが、行政に相談できるほどの言語運用能力はなかったと語られました。

多様性社会を築くために

幸美さんが進路選択の時期を迎えた時、入試制度も学校の情報も理解できなかったお母さんに、ただ「ごめんね、ごめんね」と泣きながら謝られたそうです。普段、懸命に働き生活を支えているお母さんのその姿に、「なんで、少数者（マイノリティ）は、こんなに頑張らなきゃならないのだろう」と、幸美さんは人権について考え始めます。

その後、ハーフであることや被差別部落出身であることを現在のパートナーにカミングアウトしました。パートナーは、「関係ないから」や「大変だったね」などの慰めの言葉ではなく、「これからのことは、僕も一所懸命に考えるから。僕も頑張るから」と返してくれました。

差別をなくそうと共に考えるなかまがいることが、幸美さんの行動力の源になっているそうです。そして、「『私』が暮らしやすくなるだけではなく、『私たち』が暮らしやすい社会をめざすことで、多様性社会に近づくのではないか」と講演を締めくくられました。

アンケートでは、パートナーと幸美さんの会話に多くの感想が寄せられました。差別をなくしていくために、差別が社会に存在することの責任を自分と切り離さず、引き受けていくというパートナーの言葉に共感している人が多いと感じました。

農業委員会だより

【問い合わせ先】農業委員会 ☎0968(25)7235

農地転用には許可が必要

農地を農地以外に利用することを農地転用といいます。自分の農地でも、家、店舗、倉庫、資材置場、駐車場、山林、農業用施設などに転用する場合は、農業委員会の許可が必要です。

なお、200平方㍍未満の農業用施設へ転用する場合は許可は不要ですが、許可不要転用届の提出が必要です。

①所有者が自分の所有する農地を転用する場合：農地法第4条許可

②所有者以外の人が農地転用する場合：農地法第5条許可

農地転用の許可ができない場所もありますので、農地転用を予定している人は、事前に農業委員会事務局へご相談ください。

農地の無断転用は法律違反

農業委員会の許可を受けずに、無断で農地転用を行うと農地法違反となりますので、絶対に行わないでください。

無断転用では権利の取得にならないだけでなく、発見した場合には、農業委員会が工事の中止を指示し、元の農地に復元させる原状回復命令を出すことがあります。

違反転用者には3年以下の懲役又は300万円以下（法人に対しては1億円以下）の罰金が科せられる農地法の罰則が適用されます。

農地を相続したら届け出を忘れずに

相続などによって農地の権利を取得した場合は、必ず農業委員会へ届け出てください。

相続後に法務局が発行した「登記完了証」、「登記簿謄本（写）」など、相続したことが確認できる書面を持参してください。

12月の申請締切日は12月20日㈬です

農地の売買や貸借、転用の許可申請を予定している人は、農業委員会総会にはかる必要がありますので、忘れずに申請してください。

通常は毎月25日が申請書提出の締切日ですが、12月は年末年始を挟むため、締切日が早くなりますのでご注意ください。

【12月の申請締切日】12月20日㈬

◆シリーズ◆ 菊池一族の遺産

【問い合わせ先】菊池プロモーション室 ☎0968(25)7267

21代 重朝

20代為邦の長子で、父の隠居に伴い、菊池一族衰退の兆しが見え始める不安定な時代に家督を相続しました。

応仁元（1467）年、京都で細川勝元と山名持豊の争いが起き、応仁の乱へと発展していきます。この機に乗じて、重朝は父為邦が失った筑後の所領回復を企図し挙兵しました。しかし、筑後守護職の回復というような目立った成果は得られなかったようです。

勢力の衰えという、厳しい状況に置かれた重朝でしたが、文の面では父に続き大きな功績を残しています。

菊池一族は、儒学の中でも大義名分を重んじ、主従の道を強く唱える朱子学を深く学んだとされています。重朝は為邦や家臣の隈部忠直と相談し、文明4（1472）年に孔子堂を建て文教を奨励しました。

文明8（1476）年、当時日本一の学者と称された京都南禅寺の桂庵禅師が九州行脚の途中、学問が盛んな菊池に立ち寄りました。これを喜んだ重朝はその教えを請うとともに、翌年、孔子の祭りである「釈奠の礼」を催行しました。

さらに重朝は、歴史に名を残す偉業を成しています。「菊池万句」と呼ばれる大連歌の会です。文明13（1481）年、重朝の館をはじめ家臣や僧などの館20カ所で、「月」をテーマに会場それぞれに500句ずつ、なんと一日のうちに1万句を詠んだのです。「学問は僧がするもの」との考えが一般的だったこの時代に、この規模でこれほど多くの人々が連歌を詠むことができたという事実は、菊池の人々の詩趣や教養の高さを如実に知らしめることとなりました。

文の面では多大な功績を残した重朝ですが、武の面では苦戦を強いられたまま、失意のうちに明応2（1493）年に亡くなりました。墓は江月山玉祥寺に父為邦と並んで建てられています。

菊池万句連歌の巻物
個人蔵

◆絵画連作◆ 幻の都 城下町菊池

絵・文／橋本以蔵

第二章 菊池十八外城 ～菊池本城を守る砦～

馬渡城　【場所】七城町亀尾

現在、七城温泉ドームのそばの集落の中に蛇塚古墳が残されており、付近の民家の敷地はそのまま土塁と堀の跡のようです。この城は打越城主林原氏から分家した蛇塚九郎定家によって始められ、蛇塚氏が累代城主として守りました。右上に見えているのは亀尾城です。

地域おこし協力隊通信

協力隊フェイスブック

vol.66 ‖ 高校魅力化コーディネーター
平松 あすかさん

高校生と一緒にまちづくり みんなのアイデアがまちを元気に

今年4月、菊池高校に「まちづくり部（同好会）」を発足しました。現在、部員は8人。毎週金曜日の放課後に集まって活動しています。

最近の主な活動は、きくち暮らしコーディネーター・甲斐友彦隊員のプロジェクト「TATE.BASE」（8月号詳細）のワークショップやDIYに参加し、高校生の居場所づくりを自ら考えています。夏休みには壁のペンキ塗りや畳の掃除などを頑張りました。10月からは菊池グランドホテルの皆さんも一緒に活動していく予定です。

まちづくりが主な活動ですが、地域を知ること、そしてさまざまな大人の人々と知り合い、話を聞くことで、進路や将来の選択肢が広がればと思っています。

まちづくり部と一緒に何かやりたい、こんなことをしたいなど、希望があればぜひご連絡ください。きっと高校生のアイデアがまちを元気にします。そして高校生たちの成長を一緒に見守ってもらえたらうれしいです。

九州移住ドラフト会議

キックオフが8月29日に宮崎県西都市で開催されました。9月17日には移住希望の人たちとの交流イベントにも参加しました。11月に菊池市で行われる「指名会議」の準備も着々と進んでいます。優勝目指して頑張ります！

【問い合わせ先】地域振興課 ☎0968(25)7250